

公定歩合引下げに関する政策委員会議長談

(昭和46年12月28日)

経済活動は引き続き停滞を示しているので、新しい為替レート決定後の内外情勢を考慮し、日本銀行はこの際金利の低下傾向を一段と促進するため、公定歩合をさらに年0.5%引き下げることを適當と認め、12月29日から実施することとした。

今回の措置が財政面からの施策とあいまって景気の回復を促し、今後における経済体质の改善と内外均衡の確立に資するよう期待する。

なお、市中の金融取引の実情を考慮し、商業手形に準ずると認められる手形につき商業手形割引歩合並みの金利で担保貸付を行なうこととした。

以上

日本銀行基準割引歩合および貸付利子歩合等の変更について

(12月29日実施)

1. 基準割引歩合および貸付利子歩合

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 商業手形割引歩合ならびに
国債、特に指定する債券また
は商業手形に準ずる手形を担
保とする貸付利子歩合 | 年4.75%
(0.5%引下げ) |
| (2) 期限付輸出手形割引歩合 | 年4.75%
(0.5%引下げ) |
| (3) 輸出前貸手形を担保とする
貸付利子歩合 | 年4.75%
(0.5%引下げ) |
| (4) その他のものを担保とする
貸付利子歩合 | 年5%
(0.5%引下げ) |

(備考) 「商業手形に準ずる手形」を担保とする貸付を新設。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 2. 外国為替資金貸付の貸付利子歩合 | 年4.75%
(0.5%引下げ) |
|--------------------|---------------------|